

真鶴町移住支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真鶴町（以下「町」という。）が、神奈川県とともに策定した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画をいう。）である真鶴町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京23区等から町に移住して就業又は起業した者に、予算の範囲内において、移住支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の移住支援金の交付に関しては、真鶴町補助金の交付等に関する規則（令和2年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住 町へ住民票を異動し、生活の本拠を町へ移すことをいう。

(2) パートナースhip宣誓者 町又は他の地方公共団体のパートナーシップの宣誓に係る制度に基づき、町長又は他の地方公共団体の長に対し宣誓を行い、証明書等の交付を受けている者をいう。

(3) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

(4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

(移住支援金の金額)

第3条 移住支援金は、次条で定める交付対象者に対し、移住に係る経費として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。この場合において、年齢の計算は、申請日時点におけるものとする。

(1) 世帯（パートナーシップ宣誓者を含む。以下同じ。） 100万円

ただし、世帯員全員（子の年齢を除く。）の合計年齢が85歳未満であること。

(2) 単身者 50万円

ただし、40歳未満であること。

(交付対象者)

第4条 移住支援金の交付対象者となる者は、次の各号全てを満たすものとする。

(1) 別表第1に定める要件を満たす者のうち、別表第2、別表第3又は別表第4のいずれかの要件を満たした者の申請に基づき移住支援金を支給する者であること。

(2) 移住支援金の交付申請時において同一世帯に属する者が、町に対して、移住支援金を複数回申請することを認めないものであること。

(3) 移住支援金の支給を受けた者が別表第2の要件を満たす就業をした者である場合には、町長は、移住支援金の申請から1年後における当該支給を受けた者に係る就業継続状況を、その就業先に確認すること。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、移住支援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に別表第5に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 町長は、交付の決定をする際には、次に掲げる事項を交付の条件とする。

(1) 移住支援金の申請日から5年以内に町での居住が困難となった場合、又は移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入検査について、神奈川県又は町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、移住支援金の交付を決定し、額の確定をしたときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)を申請者に通知するものとする。審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、移住支援金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第8条 移住支援金の交付の決定及び確定を受けた者が移住支援金を請求しようとするときは、前条に定める交付決定通知書を受け取った日から起算して10日以内に真鶴町移住支援金請求書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書(第6号様式。以下「再交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書【再交付】(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の返還)

第11条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が別表第6に掲げる要件に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、神奈川県及び町が認めた場合はこの限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。

別表第1（第4条関係）

移住支援事業における移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額の移住支援金の交付を申請する場合にあっては、エにも該当すること。	
ア 移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、埼玉県、東京都、千葉県及び神奈川県の中の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 （ア） 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は、東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 （イ） 移住する直前に、連続して1年以上東京23区内に在住し、又は埼玉県、東京都及び千葉県のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
イ 移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 （ア） 町に移住したこと。 （イ） 神奈川県が移住支援事業実施要綱及び移住支援事業実施要領に基づき、移住就業等支援金支給事業の詳細を移住希望者に対して公表した後（以下「神奈川県が事業の詳細を公表後」という。）に、移住したこと。 （ウ） 移住支援金の申請時において、移住後1年以内であること。なお、年度当初予算

	の第1回交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受付を可能とする。 受付日数：当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数とする。 (エ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して町に居住する意思を有していること。
ウ その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。 (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。 (ウ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、神奈川県及び町が認める場合を除く。 (エ) その他、神奈川県及び町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
エ 世帯に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県から対象市町村に対する本補助金

	の交付決定がされた後に、転入したこと。 (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において、転入後1年以内であること。 (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
--	--

別表第2（第4条関係）

就業先及び就業条件等に関する要件

ア 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 勤務地が神奈川県の対象市町村に所在すること。 (イ) 就業先が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載されている求人であること。 (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務に務めている法人等でないこと。 (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人等に就業していること。 (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 (カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 イ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業する場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 勤務地が神奈川県の対象市町村に所在すること。 (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人等に就業していること。 (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

別表第3（第4条関係）

テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、在宅勤務等で移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に勤務しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこれらの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

別表第4（第4条関係）

本要綱における関係人口に関する要件

町の創業支援事業計画を活用して創業した者又は、町のワンストップ窓口等で相談した経験があり、町内で創業した者又は、次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ、【地域の担い手確保の要件】の④～⑥のいずれか及び⑦に該当する者。

【支給対象者の要件】

- ① 真鶴町へふるさと納税を寄附した経験がある者
- ② 真鶴町お試し移住体験事業に参加した経験がある者
- ③ 真鶴町ふるさと町民の登録をしている、又は登録した経験がある者

【地域の担い手確保の要件】

- ④ 農林水産業に就業する者
- ⑤ 町内の事業所に就業する者
- ⑥ 個人事業主が行っている家業等へ就業する、又は継承する者
- ⑦ 移住後の生活等に関する体験談を寄稿する者。なお、体験談の内容については、町が広報活動等において無償で利用することに同意するものとする。

別表第5（第5条関係）

添付書類

ア 全申請者が提出必須の書類

- （ア） 移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（第1号の2様式）
- （イ） 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- （ウ） 移住先の住民票の写し
- （エ） 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- （オ） 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- （カ） その他町長が必要と認める書類

イ パートナーシップ宣誓者のみ提出必須の書類（第3条第1項関係）

- （ア） パートナーシップ宣誓書受領書又は、パートナーシップ宣誓書受領証明カードの写し

ウ 別表第1ア（ア）及びア（イ）に該当する者のうち東京23区への通勤者（雇用者）の

み提出が必要な書類

(ア) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

エ 別表第1ア(ア)及びア(イ)に該当する者のうち東京23区への通勤者(法人経営者又は個人事業主)のみ提出が必要な書類

(ア) 開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類

(イ) 個人事業主等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

オ 別表第1ア(ア)及びア(イ)に該当する者のうち東京23区の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就業した者のみ提出が必要な書類

(ア) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

(イ) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等その他移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

カ 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額を申請する場合にのみ必要な書類

(ア) 移住先の住民票(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(イ) 移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

キ 別表第2の就業先及び就業条件等に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類
就業先企業等の就業証明書(第2号様式)

ク 別表第3テレワークに関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類
所属先企業等の就業証明書(第2号の2様式)

(個人事業主の場合は、以下の書類の追加提出が必要)

(ア) 業務委託契約書等(テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)

(イ) 開業届の写し

(ウ) 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類
(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)

ケ 別表第4本要綱における関係人口に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類

(ア) 町の創業支援事業計画を活用して創業した者又は、町のワンストップ窓口等で相談した経験があり、町内で創業する者

真鶴町で創業したことが分かる書類

(イ) 別表第4①に該当する者

寄付金領収証書の写し

(ウ) 別表第4②に該当する者

真鶴町お試し移住体験承認決定通知書の写し

(エ) 別表第4③に該当する者

真鶴町ふるさと町民証の写し

(オ) 別表第4④から⑥までに該当する者

就業先企業等の就業証明書(就業していることが確認できる書類)

別表第 6（第11条関係）
移住支援金における返還

ア 全額の返還	(ア) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合 (イ) 移住支援金の申請日から 3 年未満で町から転出した場合 (ウ) 別表第 2 ア就職に関する要件に定める就業の場合において、移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
イ 半額の返還	移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に町から転出した場合